

円滑な移行措置に関する論点(概要)

《3資格の有無》

《施行時に一定の実務経験》

《試験申込み時》

附則第3条1項に基づき合格した者とみなされる

附則第3条2項に基づき、指定講習の修了により施行後5年内に限り合格した者とみなされる

「消費生活相談の実務に関する科目」の一部を免除

指定講習の修了により、施行後5年内に限り「消費生活相談の実務に関する科目」の一部を免除

消費生活相談員資格試験合格者と同年以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者

3資格のいずれかを有する者

有り

現職

○

○

都道府県知事若しくは市町村長が認める者

非現職

○

○

都道府県知事若しくは市町村長が認める者

無し

現職

○

○

市町村長が認める者

非現職

○

○

市町村長が認める者

3資格のいずれも有しない者

現職

○

市町村長が認める者

非現職

3資格のいずれかを有する者	有り	現職	○		○			都道府県知事若しくは市町村長が認める者
		非現職	○			○		都道府県知事若しくは市町村長が認める者
	無し	現職		○	○			市町村長が認める者
		非現職		○			○	市町村長が認める者
3資格のいずれも有しない者		現職			○			市町村長が認める者
		非現職						

円滑な移行措置に関する論点(概要)(その2)案

≪3資格の有無≫

≪移行措置≫

≪任用≫

3資格の
いずれかを有する者

3資格のいずれも
有しない者

